

揭示事項((介護予防)訪問入浴介護)

2024.06.21現在

運営規程の概要

フリガナ	ココロノモリホウモンニューヨクジギョウシヨ							サービスの種類	(介護予防)訪問入浴介護
事業所名	こころの杜訪問入浴事業所							事業所番号	1575700578
所在地	ニガタケンミナミウオヌマシムイマチ 新潟県南魚沼市六日町1148番地1							フリガナ	イノウエ マキコ
								管理者	井上 牧子
連絡先	電話番号	025-770-1123						FAX番号	025-770-1124
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日 年末・年始 (12月31日~1月3日)
	休	○	○	○	○	○	○	○	
営業時間	平日	8:30~17:30						備考	
	土曜日	8:30~17:30							
	祝日	8:30~17:30							
利用料	法定代理受領分			厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)					
	法定代理受領分以外			厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)					
その他の費用	なし								
通常の事業の実施地域	南魚沼市								
	備考								
協力医療機関	名称	南魚沼市民病院						診療科目名	

従業員の勤務体制

職種	員数		勤務内容
	常勤	非常勤	
看護職員	0	1	バイタル測定等体調観察、入浴可否の判断、入浴や更衣の介助
介護職員	3	2	入浴や更衣の介助 物品の洗浄消毒・機器の操作

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後も、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

事故発生時の対応

- 当事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

苦情処理の体制

……別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割の額です。(一定以上の所得のある方は2割または3割の額です。)

《訪問入浴介護》

取扱要件		基本利用料	利用者負担金(自己負担額1割の場合)	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
訪問入浴介護費	看護職員1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合	12,660 円	1,266 円	12,660 円
	介護職員3人が行った場合	上記基本利用料の95%		
	清拭又は部分浴を実施した場合	上記基本利用料の90%		

《介護予防訪問入浴介護》

取扱要件		基本利用料	利用者負担金(自己負担額1割の場合)	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
介護予防訪問入浴介護費	看護職員1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合	8,560 円	856 円	8,560 円
	介護職員2人が行った場合	上記基本利用料の95%		
	清拭又は部分浴を実施した場合	上記基本利用料の90%		

《訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護共通》

◎加算及び減算

当事業所の体制(※1)	加算・減算	利用料
	特別地域加算(1回につき)	基本利用料に15%加算されます
	小規模事業所加算(1回につき)	基本利用料に10%加算されます
○	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(1回につき)(※2)	基本利用料に5%加算されます
○	初回加算(1月につき)	基本利用料に200単位加算されます
	認知症専門ケア加算Ⅰ(1日につき)	基本利用料に3単位加算されます
	認知症専門ケア加算Ⅱ(1日につき)	基本利用料に4単位加算されます
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1回につき)	基本利用料に44単位加算されます
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1回につき)	基本利用料に36単位加算されます
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1回につき)	基本利用料に12単位加算されます
	看取り連携体制加算	基本利用料に64単位加算されます
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本利用料と各種加算減算の合計に10.0%加算されます
○	介護職員処遇改善加算Ⅱ	基本利用料と各種加算減算の合計に9.4%加算されます
	介護職員処遇改善加算Ⅲ	基本利用料と各種加算減算の合計に7.9%加算されます
	介護職員処遇改善加算Ⅳ	基本利用料と各種加算減算の合計に6.3%加算されます
	業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)
	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合の減算 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本利用料の90%
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合の減算 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者	上記基本利用料の85%

(※1)体制がある場合は「○」を記載。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	こころの杜 訪問入浴事業所
申請するサービスの種類	(介護予防)訪問入浴介護

措 置 の 概 要
<p>1. 利用者からの相談又は苦情などに対する常設の窓口(連絡先)及び担当者の設置状況</p> <p>苦情担当窓口を次のとおり設置します。</p> <p>①窓口設置場所 新潟県南魚沼市六日町1148番地1 こころの杜訪問入浴介護事業所 電話番号 025-770-1123 FAX 025-770-1124</p> <p>②窓口開設時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>③対応者(管理者) 井上 牧子</p> <p>④その他 事業の休業日及び午後5時以降についても、上記の番号で常時、連絡体制をとっております 苗場福祉会 法人本部 電話番号 025-761-7400 FAX 025-761-7422</p> <p>第三者委員 宮入 浩 090-1687-5521 涌井 博行 090-1687-5513</p> <p>市町村の窓口 南魚沼市役所介護保険課 025-773-6675</p> <p>公的団体の窓口 新潟県国民健康保険団体連合会 025-285-3022</p>
<p>2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順</p> <p>(1)相談及び苦情の対応 相談又は電話があった場合、原則として当事業所の担当介護支援専門員が対応します。一般職員に苦情があった場合は、必ず介護支援専門員と連携し対応します。そして、その内容を直ちに管理者に報告します。</p> <p>(2)確認事項 相談又は電話については、次の事項について確認します。 相談又は苦情のあった利用者の氏名、提供したサービスの種類、年月日及び時間、サービス提供した職員の氏名(利用者が分かる場合)、具体的な苦情・相談内容、その他参考となる事項等</p> <p>(3)相談及び苦情処理期限の説明 相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を提示し、相談・苦情を受けた内容について回答する期限を併せて説明いたします。</p> <p>(4)相談及び苦情処理 概ね次の手順により、相談及び苦情について処理します。</p> <p>①事業所内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催します。</p> <p>②サービスを提供した職員からの概況説明を行います。</p> <p>③問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行います。</p> <p>④文書により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を直接行ったうえで、文書を渡します。</p> <p>⑤苦情処理の概要についてまとめたうえで、利用者を担当する居宅介護支援事業者や市町村に対して報告を行い、更なる改善点について助言、指導を受けます。</p> <p>⑥上記の内容について事業所内において改善策を検討し再発の防止に努めます。</p>
<p>3. その他参考事項</p> <p>こころの杜訪問入浴事業所では、ご利用者の皆様が可能限りその居宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援し、笑顔と安らぎのある生活を支えたいと思っております。 どうぞお気軽にご相談ください。</p>